

武道館機能を有する多目的施設整備基本計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 武道館機能を有する多目的施設について幅広く検討し、本県のスポーツ振興及び地域の活性化等に寄与することを目的として、武道館機能を有する多目的施設整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、とりまとめを行う。

- (1) 武道館機能を有する多目的施設整備基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の検討に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員は、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、令和2年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員が互選し、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、会議を進行する。
- 3 委員長が出席できないときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、知事が招集する。

- 2 知事は必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(特別委員)

第6条 知事は、第2条各号に掲げる所掌事務に関し、専門的な視点が必要な事項について意見を聴くため、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、知事が委嘱する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、富山県総合政策局スポーツ振興課において、処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月19日より施行する。